⑬　薬物乱用防止は万全ですか

1　薬物乱用とは

薬物乱用とは、医療目的ではない薬物を不正に使用すること及び医薬品を医療以外の目的に使用することを言います。覚醒剤などの禁止薬物は、たとえ１回だけの使用でも乱用になり、同時に犯罪になります。また、所持しているだけでも犯罪になります。

2　薬物乱用防止は、なぜ必要なのか？

薬物使用者の健康や人生に重大な影響を与えるだけでなく、自衛隊が武器・弾薬を取り扱う集団であることから、国民に不安を与え、信頼を喪失する等、組織に対しても重大な影響を与えることになります。

【薬物使用者に対する重大な影響】
- 脳へのダメージ、幻覚、高い依存性、中毒死等
- 幻覚・妄想による暴力、殺人。薬物購入費による生活破綻等
- 依存性が強く、一度使うと繰り返し使うようになり、薬物なしの生活ができなくなる。
- 刑事罰及び懲戒処分（原則、免職）等

【国民や防衛省・自衛隊に対する重大な影響】

【薬物の種類（処罰の一例）】

大麻
５年以下の懲役（所持等）
７年以下の懲役（栽培）
【大麻取締法】

覚醒剤
10年以下の懲役（所持・使用等）
【覚醒剤取締法】

MDMA
７年以下の懲役（所持・使用等）
【麻薬及び向精神薬取締法】

その他の薬物

- コカイン
- ＬＳＤ
- ヘロイン
- マジックマッシュルームと称されている幻覚性きのこ

【麻薬及び向精神薬取締法】

- 合法ハーブ等と称して販売される薬物（いわゆる危険ドラッグ）

【医薬品医療機器等法】

- あへん

【あへん法】

⑬　薬物乱用防止は万全ですか

3　心掛けるポイントは？

- 昨今はインターネット等を通じて禁止薬物を容易に入手できる環境であるため、隊員一人一人の自律心を高めることが不可欠
- 違法薬物の所持や使用は犯罪行為であることを再徹底
- 自分自身や家族など、大切な人の人生に重大な影響を与えることについて、一度じっくり考える機会を持つこと
- 薬物の使用を勧められたときの断り方のコツは「ハッキリ、キッパリ!!断る」とともに、「その場から離れる」こと

違法薬物の使用がたとえ１回であっても「免職」処分になる重大な服務規律違反であることを認識してください。

また、同僚などの薬物使用等に遭遇した場合は、まず、本人に上司に報告するよう勧めましょう。それがダメなら、あなたから上司に報告することが必要です。

ただし、対応が遅延するおそれがある場合は、相談窓口（各自衛隊の警務隊）及び公益通報窓口等に速やかに通報してください。これは仲間を売ることにはなりません。大切な仲間を薬物乱用の危機からいち早く助け出すことです。

社会では大麻の検挙者が増加中。防衛省・自衛隊内でも特に若年者で多数発生

薬物事犯検挙人員内訳の推移

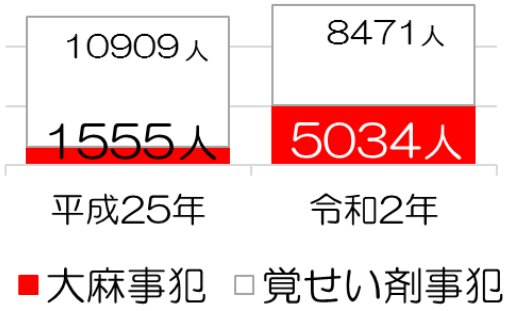

資料源：警察庁「令和２年における組織犯罪の情勢」に基づき作成

防衛省における薬物事案の懲戒処分状況（H28～R2年度）

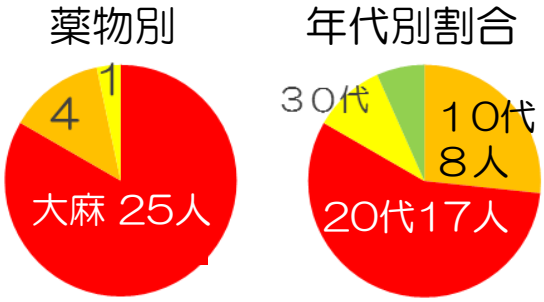

資料源：防衛省人事教育局令和３年度薬物乱用防止教育参考資料に基づき作成

⑬　薬物乱用防止は万全ですか

4　違反事例

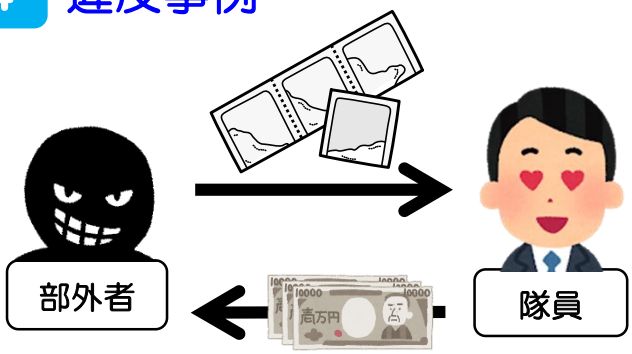

営内居室

隊員は、帰省先の都市部路上において部外者から覚醒剤を購入し、駐屯地外（ホテル等）や駐屯地（営内居室）において使用しました。
【免職】＋懲役１年６か月（執行猶予３年）

本事例においては、次の事項が問題です！
- 興味や好奇心から部外者を通じて覚醒剤を購入
- 駐屯地内外における所持・使用

【その他の違反事例】
- 友人から薬物を勧められ、興味本位から薬物を使用
- 他者から誘われて、好奇心から薬物を買って使用
- 演習場に自生していた大麻草を持ち帰り、駐屯地内で吸引

【合法ハーブ？ただのお香じゃないかも？】
合法ハーブ等と称して販売される危険ドラッグも成分や含有量によっては、人体に重大な影響を及ぼし、最悪の場合には死に至ることもあります。
危険ドラッグは現在でも新しい製品が販売され続けており、少しでも疑問を感じた場合、公的機関が検査して公開しているデータベース等を活用し、確認することが必要です。

東京都では、新製品を逐次検査し、結果を公表してくださっています。
大麻等の薬物に関する情報も掲載されているので、ぜひ御覧ください。
【東京都福祉保健局HP　みんなで知ろう危険ドラッグ・不法薬物】
https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/no_drugs/

ＱＲコードはこちら→